

認可・確認部会の運営について

平成27年9月30日
札幌市子ども・子育て会議認可・確認部会決定

札幌市子ども・子育て会議認可・確認部会の運営については、札幌市子ども・子育て会議条例に定めるほか、以下のとおりとする。

1 会議の公開について

札幌市子ども・子育て会議認可・確認部会の会議は、原則として公開とする。

ただし、部会長は、札幌市情報公開条例に基づき、その会議における審議の内容が認可等の審査に係るものであって、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるとときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

2 会議結果報告書及び配付資料について

部会長は、会議の日時、出席した委員の氏名及び議事となった事項等を記載した会議結果報告書を作成するものとする。

また、会議結果報告書及び配付資料は、原則として公開とする。

ただし、部会長は、札幌市情報公開条例に基づき、その会議における審議の内容が認可等の審査に係るものであって、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるとときは、会議結果報告書及び配付資料の全部又は一部を非公開とすることができます。

3 会議の傍聴について

部会長は、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる傍聴人に対して、退場を命ずることができる。

また、部会長は傍聴人に対して、許可を得ることなく会議を撮影及び録画録音をしないよう命ずることができる。

なお、部会長は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。